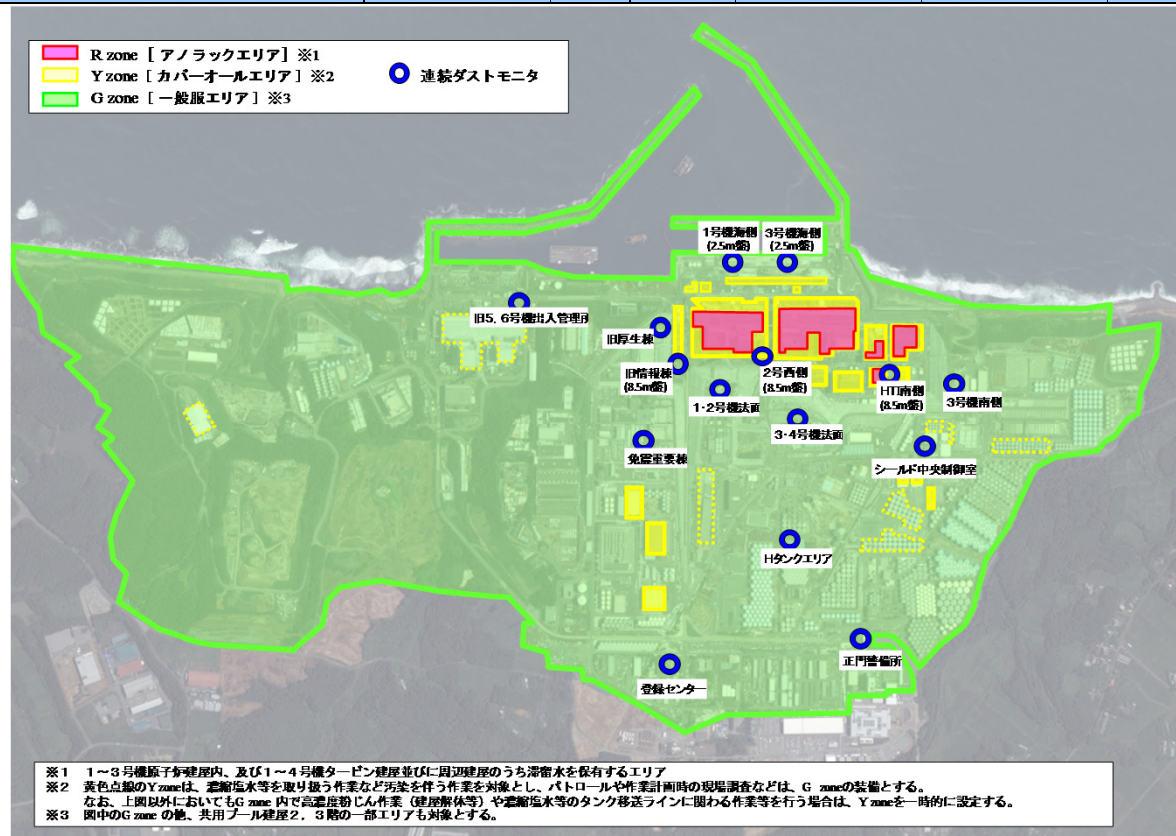


労働環境改善スケジュール

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定	7月		8月				9月				10月	11月	備考								
				22	29	5	12	19	26	2	9	16	下	上	中		下	前	後					
防護装備	1	防護装備の適正化検討	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※ 管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化運用開始(2016年3月8日) <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※(運用範囲の拡大等) <p>※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、休憩所や装備交換所で、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る。</p>	検討・設計	管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討																			
				現場作業	管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化																			
人身安全	2	重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) 熱中症予防対策の実施(4~10月) <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) 熱中症予防対策の実施(4~10月) 	現場作業	情報共有、安全施策の検討・評価																			
				現場作業	熱中症予防対策の実施(4~10月)																			
健康管理	3	長期健康管理の実施	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き 2018年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内に向けた準備及び案内送付 2018年度対象者(社員)への「白内障検査」(福島)実施 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き 2018年度対象者(社員)への「白内障検査」(福島)実施 	現場作業	【検査受診期間】2018年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内準備及び案内送付、検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き																			
				現場作業	社員・白内障検査(福島)																			
	4	継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1F救急医療室の2018年9月までの医師確保完了(固定医師1名+0-7-703支援医師) 1F救急医療室の10~12月の勤務医師調整 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1F救急医療室の10~12月の勤務医師調整 	検討・設計	1F救急医療室の10~12月の勤務医師調整																			
				現場作業	1F救急医療室9月までの医師確保完了																			
要員管理	5	作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 	検討・設計	▼作業員の確保状況調査依頼				作業員の確保状況集約▼				▼作業員の確保状況調査依頼				作業員の確保状況集約▼				▼作業員の確保状況調査依頼			
				現場作業	作業員の確保状況(7月実績/9月予定)と地元雇用率(7月実績)についての調査・集計				作業員の確保状況(8月実績/10月予定)と地元雇用率(8月実績)についての調査・集計				作業員の確保状況(9月実績/11月予定)と地元雇用率(9月実績)についての調査・集計											
労働環境改善	6	労働環境・就労実態に関する企業との取り組み	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック 相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック 相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 作業員へのアンケートによる実態把握 	検討・設計	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック																			
				現場作業	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 新規追加 配布(9/6~) ▼ 回収(10月上旬) ▼ 作業員へのアンケート(第9回) </div>																			
車両点検整備	7	構内専用車両の点検整備	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未点検の構内専用車両の整備計画の検討・策定 未点検の構内専用車両の整備の実施 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未点検の構内専用車両の整備の実施 	検討・設計	未点検の構内専用車両の整備計画の検討・策定(8月分)				未点検の構内専用車両の整備計画の検討・策定(9月分)															
				現場作業	未点検の構内専用車両の整備の実施																			

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定		7月		8月				9月			10月	11月	備考
			22	29	5	12	19	26	2	9	16	下	上	中	下	

労働環境改善



※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア
 ※2 黄色点線のY zoneは、蒸気圧水等を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの装備とする。
 なお、上面以外においてもG zone 内で蒸気圧粉じん作業（建屋解体等）や蒸気圧水等のタンク移送ラインに関わる作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。
 ※3 図中のG zone の他、共用プール建屋2、3階の一部エリアも対象とする。

提供：日本スペースイメージング、©DigitalGlobe

管理対象区域の運用区分 レイアウト

労働環境の改善に向けたアンケートへのご協力をお願い

2018年9月

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

日頃、福島第一原子力発電所の廃炉作業に取り組んでいただき、ありがとうございます。また、毎年アンケートにご協力いただき、感謝しております。

今年も引き続き“安心して働きやすい職場環境”を作るため、日頃から皆さまが感じていることや、改善を望んでいることをお聞きしたく、アンケートを実施させていただきます。なお、このアンケートにお答えいただいた方が特定され、不利益になることのないようにいたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

<ご回答方法について>

- ① ご回答は選択肢せんたくしに○をつける場合と、言葉や文章を書く場合があります。
- ② ○をつける数など詳しい回答方法は各質問の指示に従って回答してください。

<アンケートに関する相談窓口について>

「アンケート内容をチェックされた」、「事実と違う内容を書くように言われた」などの場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。

【相談窓口】

東京電力ホールディングス株式会社 アンケート相談窓口

電話 : 0120-0000-0000 (無料)

窓口設置期間 : 9月7日(金)～9月21日(金)

受付時間 : 平日 午前9時～午後5時

～質問は次のページから始まります～

年齢・元請企業、経験年数について教えてください。(あてはまる数字と英字に○)

年齢	1. 10代	2. 20代	3. 30代
	4. 40代	5. 50代	6. 60代～
現在行っている作業の 元請企業の業種 (英字 A～D)と企業名 (数字 1～52) (業種と企業名の両方に ○をつけてください)	A. プラントメーカー		
	1. 日立 GE ニュークリア・エナジー 2. 東芝(東芝エネルギーシステムズ) 3. 東芝プラントシステム 4. 三菱重工業 5. IHI プラント建設		
	B. 建設会社		
	6. 安藤・間 7. 鹿島建設 8. 熊谷組 9. 五洋建設 10. 清水建設 11. 倉伸 12. 大成建設 13. 竹中工務店 14. 東亜建設工業 15. 中里工務店 16. 前田建設工業 17. 三井住友建設 18. 片岡建設		
	C. 東京電力グループ会社		
	19. 東京パワーテクノロジー(TPT) 20. 関電工 21. 東京エネシス(Q'd) 22. 東電フュエル 23. 東京レコードマネジメント 24. 東双不動産管理 25. 日本原子力防護システム 26. 日本原子力発電 27. 東電設計		
	D. その他		
	28. アトックス 29. 宇徳 30. エイブル 31. 応用地質 32. 岡野バルブ製造 33. オルガノ 34. 神戸製鋼所 35. 芝工業 36. 新日本空調 37. 太平電業 38. 東京防災設備 39. 阪和 40. ALSOK 福島 41. 関電プラント 42. マグナ通信工業 43. 荏原工業洗淨 44. ウインズトラベル 45. 報徳バス 46. 浜通り交通 47. 日本フィールドエンジニアリング 48. Veolia Nuclear Solutions,Inc.(キュリオンジャパン) 49. 日本碍子 50. ウツエバルブサービス 51. 原電エンジニアリング 52. イチネンTDリース		
現在の職種での作業 経験年数 (福島第一以外での経験年数も含む)	1. 1年未満	2. 1年～5年未満	
	3. 5年～10年未満	4. 10年以上	
東日本大震災以降、 福島第一で作業した年数	1. 半年未満	2. 半年～1年未満	
	3. 1年～1年半未満 5. 2年～2年半未満 7. 3年～4年未満 9. 5年～6年未満 11. 7年以上	4. 1年半～2年未満 6. 2年半～3年未満 8. 4年～5年未満 10. 6年～7年未満	

作業時の服装に近いもの、または最も多く着用する装備はどれですか。
(あてはまるもの1つに○)

1. 一般作業服(入退域管理施設や休憩所内の作業服)
2. 一般作業服または構内専用服+DS2 マスク(Gゾーン装備)・・・写真1
3. カバーオール+半面マスクまたは全面マスク(Yゾーン装備)・・・写真2
4. カバーオール+アノラック+全面マスク+長靴(Rゾーン装備)・・・写真3

写真1



写真2



写真3



問1. これまで改善してきました①～③について、1「良い」～5「知らない」の中からお気持ちに一番近いものを1つずつ選び、数字に○をつけてください。

	内容	良い	まあ良い	良くない	あまり	良くない	知らない
①	シャワー設備の運用開始	1	2	3	4	5	
	大型休憩所3階にシャワー設備を設置						
②	ウェブサイト「1 FOR ALL JAPAN」の開設	1	2	3	4	5	
	作業員の皆さまとご家族及び応援する方達のためのウェブサイトや月刊誌の作成						
③	廃炉情報誌「はいろみち」の創刊	1	2	3	4	5	
	廃炉に関わる皆さまの思いや、廃炉とはどのようなものかをお伝えする情報誌を創刊						



シャワー設備

URL⇒<http://1f-all.jp>



ウェブサイト「1 FOR ALL JAPAN」画面



QRコード



廃炉情報誌「はいろみち」

設問 2 入退域管理施設の使いやすさ

問 2. 入退域管理施設は使いやすいですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 使いやすい ➡ 設問 3 へ
2. まあ使いやすい 3. あまり使いやすくない 4. 使いにくい
5. 入退域管理施設は使わない ➡ 設問 3 へ

問 2-1. 使いにくいと感じる理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 小物搬出モニタの数が少ない 2. 靴の数が足りない
3. ロッカー(げた箱)の数が足りない 4. 貴重品が預けられない
5. その他

「5. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 3 入退域管理施設までの移動のしやすさ

問 3. 入退域管理施設までの移動(自宅・宿舎 ⇒ 構外駐車場 ⇒ 入退域管理施設)はしやすいですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 移動しやすい ➡ 設問 4 へ
2. まあ移動しやすい 3. あまり移動しやすくない 4. 移動しにくい
5. 入退域管理施設は使わない ➡ 設問 4 へ

問 3-1. 移動しにくいと感じる理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. バスのダイヤが合わない 2. 構外駐車場が足りない
3. バス停留所から入退域管理施設までが遠い
4. 降雨・降雪時に雨具等が必要
5. その他

「5. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 4 作業前集合場所までの移動のしやすさ

問 4. 入退域管理施設から作業前に集合する場所までは移動しやすいですか。
(あてはまるもの 1 つに○)

1. 移動しやすい → 設問 5 へ

2. まあ移動しやすい

3. あまり移動しやしくない

4. 移動しにくい

5. 入退域管理施設は使わない → 設問 5 へ

→ 問 4-1. 移動しにくいと感じる理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 構内循環バスが混雑している

2. 行きたい場所にバス停留所がない

3. バス待合所が狭い

4. 構内循環バスの本数が少ない

5. どこに行くバスかわからない

6. その他

「6. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 5 休憩所の使いやすさ

問 5. あなたが使っている休憩所は使いやすいですか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 使いやすい → 設問 6 へ

2. まあ使いやすい

3. あまり使いやしくない

4. 使いにくい

5. 休憩所は使わない → 設問 6 へ

→ 問 5-1. 使いにくいと感じる理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 机やイスがない/足りない

2. 狭い

3. 携帯電話がつながりにくい

4. 打合せや休憩の時に騒音が気になる

5. 作業現場から遠い

6. タバコの煙やにおいが気になる

7. その他

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 6 構内の休憩所から作業現場までの移動のしやすさ

問 6. 構内の休憩所から構内の作業現場までの移動はしやすいですか。
(あてはまるもの1つに○)

1. 移動しやすい ➡ 設問 7 へ

2. まあ移動しやすい

3. あまり移動しやすすくない

4. 移動しにくい

5. 構内の休憩所は使わない ➡ 設問 7 へ

➡ 問 6-1. 移動しにくいと感じる理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 構内の作業現場まで時間がかかる

2. 構内の移動で使える車両が少ない

3. 構内の道路・標識の整備状況が悪い

4. 構内の現場周辺に駐車できる場所がない

5. 構内の休憩所周辺に駐車できる場所がない

6. その他

➡ 「6. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 7 食事環境について

問 7. 福島第一原子力発電所の食事環境(食事をするところなど)はいかがですか。
(あてはまるもの1つに○)

1. 良い ➡ 設問 8 へ

2. まあ良い

3. あまり良くない

4. 良くない

5. わからない ➡ 設問 8 へ

➡ 問 7-1. 良くないと感じる理由は(あてはまるものすべてに○)

1. 食事をする場所が近くにない

2. 弁当を保管しておく場所がない

3. 線量を心配しながら食事をしなければならない

4. ゴミを捨てる場所がない

5. その他

➡ 「5. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 8 作業現場の働きやすさについて

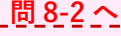
問 8. **構内**の作業現場は働きやすいですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 働きやすい  設問 9 へ

2. まあ働きやすい

3. あまり働きやしくない

4. 働きにくい

5. **構内での作業はない(構外での作業のみ)**  問 8-2 へ

→ 問 8-1. **構内**の作業現場が働きにくいと感じる理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 作業現場の線量が高い

2. 全面マスクで見にくい／聞こえにくい

3. カバーオールやアノラックを着ているため動きにくい

4. 車両スクリーニングに時間がかかる

5. 工具類が持ち出せない／工具類の補充ほじゅうが間に合わない

6. 作業エリアに不安全箇所がある(仮設配管や足場の散乱、開口部にトラロープが張られていないなど)

7. その他

→ 「6. 作業エリアに不安全箇所がある」、「7. その他」とお答えになった方は、
詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

問 8-2. **構外**の作業現場は働きやすいですか。(あてはまるもの1つに○) ←

1. 働きやすい  設問 9 へ

2. まあ働きやすい

3. あまり働きやしくない

4. 働きにくい

→ 働きにくいと感じる理由を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 9 健康管理について

問 9. 健康管理面の対策(救急医療室(ER)の設置など)はいかがですか。
(あてはまるもの1つに○)

1. 良い → 設問 10 へ

2. まあ良い

3. あまり良くない

4. 良くない

5. わからない → 設問 10 へ

→ 問 9-1. 良くないと感じる理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 軽い症状(かぜ・頭痛など)で救急医療室(ER)を受診すると、作業に影響がでて他の作業員に迷惑がかかるので受診しづらい
2. 移動などは団体行動のため、救急医療室(ER)に立ち寄る時間取りづらい
3. 救急医療室(ER)の場所がわからない
4. 作業当日に体調が悪くても、作業管理者に言い出しにくい
5. 自分の健康状態(精神的なものも含む)に不安がある時の相談先がわからない
6. その他

→ 「6. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 10 やりがいについて

問 10. 福島第一原子力発電所で働くことにやりがいを感じていますか。
(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 感じている | 2. まあ感じている |
| 3. あまり感じていない | 4. 感じていない |

問 10-1. やりがいを感じていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 他の仕事と賃金があまり変わらない
2. 廃炉事業の中での自分の仕事の貢献度がわからない
3. 仕事に重要性を感じない
4. 自分の技術・技能を活かせない
5. その他

「5. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

問 10-2. やりがいを感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 昔から福島第一で働いている(愛着) | 2. 福島の復興のため(使命感) |
| 3. 福島第一の廃炉のため | 4. 他より賃金がよい |
| 5. 仕事の進み具合が目に見えてわかる | 6. 興味がある |
| 7. 達成感が得られる | 8. 責任ある仕事を任されている |
| 9. 自分の作業が廃炉に貢献できている | 10. 周りの人から感謝される |
| 11. 自分の技術・技能を活かせる | |
| 12. その他 | |

「12. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 11 放射線に対する不安について

問 11. 構内で装備が軽減されて、一般作業服または構内専用服、DS2 マスク着用で作業ができるようになりましたが、放射線に対する不安はありますか。
(あてはまるもの1つに○)

1. ない ➡ 設問 12 へ 2. ほとんどない ➡ 設問 12 へ
3. 多少ある 4. ある 5. 大いにある

▶ 問 11-1. 2016 年 4 月以降、現場の汚染状況に応じた区分の考え方（G ゾーン、Y ゾーン、R ゾーン）を導入しています。これは、現場をクリーンに保つとともに、作業時の負荷軽減による安全性と作業性の向上を図るためですが、知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

▶ 問 11-2. 2017 年 3 月 30 日以降、G ゾーンでは Y ゾーン靴での移動を禁止、各ゾーンの境界標示をわかりやすくするなどの運用の改善を行っているところですが、知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

▶ 問 11-3. 放射線に対してどのようなことが不安ですか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 被ばくが増えそう 2. 顔の露出している部分が汚染しそう
3. 自前の靴や作業服が汚染しそう 4. 内部取り込みが増えそう
5. 将来の健康が不安 6. 漠然とした不安
7. どんな装備が正しいのか不安 8. その他

問 11-4. 「8.その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 12 働くことへの不安について

問 12. あなたは、福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。
(あてはまるもの1つに○)

1. 不安を感じている

2. 不安を感じていない

➡ 設問 13 へ

➡ 問 12-1. 不安を感じている理由は何ですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 被ばくによる健康への影響^{えいきょう}
2. 安定的な収入が保証されない
3. 先の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない
4. 現場での事故、ケガ、熱中症
5. 福島第一で働くことに対する世間からの評判
6. 震災時のような事故があるのではないか
7. その他

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。←

ご意見

設問 13 働くことへのご家族の不安について

問 13. ご家族の方は、あなたが福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。
(あてはまるもの1つに○)

1. 不安を感じている

2. 不安を感じていない

➡ 設問 14 へ

3. わからない・該当しない^{がいとう} ➡ 設問 14 へ

➡ 問 13-1. ご家族が不安を感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 被ばくによる健康への影響^{えいきょう}
2. 安定的な収入が保証されない
3. 先の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない
4. 現場での事故、ケガ、熱中症
5. 福島第一で働くことに対する世間からの評判
6. 震災時のような事故があるのではないか
7. その他

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。←

ご意見

設問 14 現場での作業指示について

問 14. 作業現場において、作業員に直接作業指示(安全を守る指示や健康に関係する指示は除きます)をする職長や上長が所属する会社と、作業員に給料を支払っている会社(=雇用されている会社)が違っていると、条件によっては法令違反になることを知っていますか。(あてはまるもの1つに○) ※次のページに参考情報を示しています。

1. 知っている

2. 知らない

問 14-1. 現在行っている作業での役割を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1. 作業員 (作業班長資格を所持しているだけでは作業班長・職長にはなりません)

2. 作業班長／職長／管理員(主任技術者、工事^{かんり}監理者、放射線管理(責任)者、その他管理員) ➡ 設問 15 へ

▶ 問 14-2. 「1. 作業員」と答えた方のみにお聞きします。

作業指示を誰から受けていますか。(あてはまるもの1つに○)

なお、「作業指示」とは、朝礼等の場で元請職員・上次会社の職長が行う工事全体の流れの説明、安全上の注意や暑い日の休憩指示をのぞく、具体的な作業内容に関する指示のことです。

1. あなたに給料を支払っている会社の職長(上長) ➡ 設問 15 へ

2. あなたに給料を支払っている会社以外(元請や上次会社など)の人

▶ 問 14-3. 必要に応じて調査をしたいと思いますので、さしつかえなければ下の欄に会社名などを書いてください。

質問	回答
あなたに作業指示を出す会社[A 社]	
あなたと A 社の関係	1. 請負契約の発注者 2. 出向先 3. 派遣労働者としての派遣先 4. その他 ()
あなたに給料を支払っている会社[B 社]	
元請企業名	

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

<設問 14 の参考情報>

東京電力福島第一原子力発電所内で作業に従事している皆さまへ

「おかしいな」と思ったら まず、ご相談ください！

こんなこと、ありませんか？

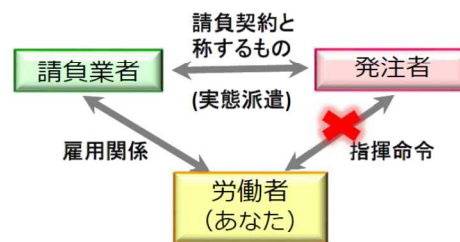
- ▶雇われた会社ではない別の会社の人から作業指示を受けている
- ▶あらかじめ聞いていた作業内容・賃金と実際の仕事・金額が違う

働く人の雇用管理・安全に関する責任は、雇用する会社が負わなくてはなりません。たとえ請負契約を結んでも、雇用している会社が指揮命令を行わず、他社が指揮命令を行っている場合は、いわゆる「偽装請負」または「違法な労働者供給」に該当し、法令違反です。「おかしいな」と思ったら、まず、労働局にご相談ください。

このような雇用形態は「法令違反」です！

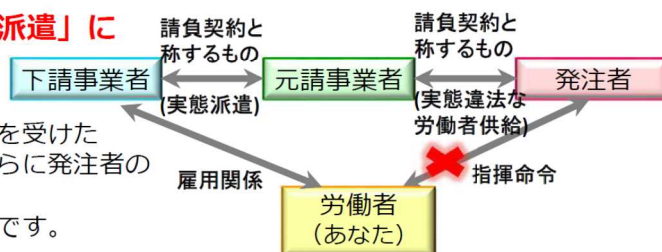
いわゆる「偽装請負」にあたる場合

請負契約の形を取っていても、実態として「発注者」から「労働者」へ指揮命令がある場合には、いわゆる「偽装請負(実態派遣)」とみなされ、労働者派遣法違反となります。



多重請負がいわゆる「二重派遣」にあたる場合

請負契約と称して労働者の派遣を受けた元請事業者が、その労働者をさらに発注者の指揮命令下で働かせることは、いわゆる二重派遣にあたり違法です。



「偽装請負・二重派遣かな」と思ったら、ご相談ください！

福島労働局 需給調整事業室 電話 024-529-5746

〔所在地〕 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 4階

< 設問 14 の参考情報 >

労働条件の明示がないのは「法令違反」です！

労働基準法では、雇用契約を結ぶ際に、労働条件について書面で明示しなければならない事項が決められています。あとで、事業主と「言った」「言わない」のトラブルを防ぐために、雇用契約を結ぶ際は、書面の内容をしっかりと確認し、納得した上で契約を結びましょう。

書面で明示されなかったり、下記の事項が書かれていない場合には、労働局や労働基準監督署にご相談ください。

※ 明示された労働条件が事実と異なる場合は、すぐに労働契約を解除できます。

なお、労働者が就業のために住居を変更して、契約解除の日から14日以内に帰郷する場合は、使用者は必要な旅費を負担しなければならないと定めています。

書面で明示しなければならない事項

- ①労働契約の期間
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
- ③就業の場所・従事する業務
- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制で勤務をさせる場合の就業時転換
- ⑤賃金の決定、計算、支払いの方法、賃金の締切り・支払の時期
- ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

労使協定なく、賃金の一部が差し引かれているのは「法令違反」です！

賃金に関するルール

賃金は、働いた方に全額支払われることが基本です。親睦会費や寮費などを賃金から天引きする場合は、労使協定が必要とされています。

また、健康診断にかかる費用等は、使用者が負担すべきものとされています。

「おかしいな」と思ったら、迷わず、ご相談ください！ 相談についての秘密は守ります。

労働基準監督署等名	電話番号	所在地
福島労働局監督課	024-536-4602	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
福島監督署	024-536-4610	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階
郡山監督署	024-922-1370	郡山市桑野2-1-18
いわき監督署	0246-23-2255	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4階
会津監督署	0242-26-6494	会津若松市城前2-10
喜多方監督署	0241-22-4211	喜多方市諏訪91
白河監督署	0248-24-1391	白河市郭内1-124
須賀川監督署	0248-75-3519	須賀川市旭町204-1
相馬監督署	0244-36-4175	相馬市中村字桜ヶ丘68
富岡監督署	0240-22-3003	双葉郡富岡町中央2-104

設問 15 労働条件の提示について

問 15. 雇用されている会社から契約期間、労働時間、休日、賃金などの条件が示された用紙(労働条件通知書や雇用契約書、就業規則(イントラネット等への掲示でも可))を受け取っていますか。 ※次のページに労働条件通知書の例を示しています。(あてはまるもの1つに○)

- 1. 受け取っている
- 2. 受け取っていない

問 15-3 へ

→ 問 15-1. 条件が示された用紙(労働条件通知書や雇用契約書、就業規則)どおりに給料は支払われていますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1. 支払われている ➡ 設問 16 へ
- 2. 支払われていない

→ 問 15-2. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」と「元請企業名」を教えてください。

質問	回答
雇用企業名	
元請企業名	

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

問 15-3. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」と「元請企業名」を教えてください。

質問	回答
雇用企業名	
元請企業名	

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

< 設問 15 の参考情報 >

【サンプル】厚生労働省 労働条件通知書 様式

(建設労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日	
殿	
事業主の氏名又は名称 事業場名称・所在地 [建設業許可番号] 使用者職氏名 雇用管理責任者職氏名	
あなたを次の条件で雇い入れます。	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年 月 日 ~ 年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。 (契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力) (会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況) (その他 ())
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門) ・ II (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間 (年 か月 (上限 10 年)) II 定年後引き続き雇用されている期間	
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者 (高度専門) の場合】 ・特定有期業務 (開始日： 完了日：)
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)~(3)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等； () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)] [始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)] [始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム (始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分) ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有、無)
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 () ・非定休日；週・月当たり 日、その他 () ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有・無) 3 その他の休暇 有給 () 無給 () ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

(次頁に続く)

＜設問 15 の参考情報＞

【サンプル】厚生労働省 労働条件通知書 様式

賃金	<p>1 基本賃金 イ 月給（ 円）、ロ 日給（ 円） ハ 時間給（ 円）、 ニ 出来高給（基本単価 円、保障給 円） ホ その他（ 円） ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; margin: 10px 0;"></div> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ（ 手当 円 /計算方法： ） ロ（ 手当 円 /計算方法： ） ハ（ 手当 円 /計算方法： ） ニ（ 手当 円 /計算方法： ）</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内（ ）％ 月60時間超（ ）％ 所定超（ ）％ ロ 休日 法定休日（ ）％、法定外休日（ ）％ ハ 深夜（ ）％</p> <p>4 賃金締切日（ ） - 毎月 日、（ ） - 毎月 日 5 賃金支払日（ ） - 毎月 日、（ ） - 毎月 日 6 賃金の支払方法（ ）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無 , 有（ ）） 8 昇給（時期等 ） 9 賞与（有（時期、金額等 ） , 無 ） 10 退職金（有（時期、金額等 ） , 無 ）</p></div>
退職に関する事項	<p>1 定年制（有（ 歳） , 無 ） 2 継続雇用制度（有（ 歳まで） , 無 ） 3 自己都合退職の手續（退職する 日以上前に届け出ること） 4 解雇の事由及び手續</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他（ ））・雇用保険の適用（有 , 無 ）・ 中小企業退職金共済制度（建設退職共済制度を含む。） （加入している , 加入していない）・寝具貸与 有（有料（ 円）・無料）・無・食費（1日 円）・その他（ ） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p></div>

※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ ここに明示された労働条件が、入職後事実と相違することが判明した場合に、あなたが本契約を解除し、14日以内に帰郷するときは、必要な旅費を支給する。

※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律第7条に基づく雇用に関する文書の交付を兼ねるものである。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

設問 16 福島第一の現場環境を踏まえた賃金割増について

問 16. 福島第一の現場環境を踏まえ、今までに雇用企業から賃金割増や割増手当について説明を受けましたか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 福島第一の現場環境を踏まえた賃金割増や割増手当について、説明を受けている
2. 福島第一の現場環境を踏まえた賃金割増や割増手当について、検討中との説明を受けている
3. 福島第一の現場環境を踏まえた賃金割増や割増手当について、説明を受けていない 問 16-3 へ

▶ 問 16-1. 説明を受けた通りに割増された賃金や手当が支払われていますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 割増された賃金や手当が支払われると聞いた時期から説明通りに支払われている
2. 割増された賃金や手当が支払われると聞いた時期がまだきていない
3. 割増された賃金や手当が支払われると聞いた時期を過ぎても説明通り支払われていない

▶ 問 16-2. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」と「元請企業名」を教えてください。

質問	回答
雇用企業名	
元請企業名	

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

問 16-3. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」と「元請企業名」を教えてください。


質問	回答
雇用企業名	
元請企業名	

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 17 福島第一の現場環境改善を踏まえた労務費見直しの取り組みについて

問 17. 福島第一の労働環境が大きく改善されたことを踏まえ、2018 年 4 月以降、軽装備（全・半面マスクを必要としない）で作業可能なエリアにおいて、労務費の見直しの取り組みを開始していますが、雇用企業から取り組みの内容とそれに伴う賃金や手当の見直しについて説明を受けたことがありますか。
（あてはまるもの 1 つに○）

1. 説明を受けている  設問 18 へ

2. 説明を受けていない

→ 問 17-1. 必要に応じて、雇用企業に説明をお願いしますので、さしつかえなければ「雇用企業名」と「元請企業名」を教えてください。

質問	回答
雇用企業名	
元請企業名	

設問 18 APD の不正使用について

問 18. **2017 年 9 月～2018 年 9 月**の期間で、個人線量計(APD)の正しくない使い方を構内で見たり、相談を受けたり、指示されたことがある場合は、以下の欄にその時期や詳しい内容を書いてください。

記入欄

【時期はいつごろですか】

【どのような使い方でしたか】

→ 問 18-1. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ APD の正しくない使い方をしてきた「雇用企業名」と「元請企業名」を教えてください。

質問	回答
雇用企業名	
元請企業名	

設問 19 発電所構内での作業時間について

問 19. 福島第一原子力発電所構内での線量計(APD やガラスバッジ等)をつけた 1 日の作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間 + 残業時間 2 時間)以内にしなければならないことを知っていますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 知っている

2. 知らない

※変形労働時間制の場合は 10 時間以上の勤務が認められる場合があります。

問 19-1. 福島第一原子力発電所構内で線量計をつけた 1 日の作業時間(休憩時間を除く)は 10 時間以内ですか。

1. 10 時間以内

➡ 設問 20 へ

2. 10 時間を超えている

➡ 問 19-2. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」と「元請企業名」を教えてください。

質問	回答
雇用企業名	
元請企業名	

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

< 参考 >

福島第一原子力発電所での作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間 + 時間外 2 時間)以内にしなければなりません。

- ・福島第一の構内に滞在する時間=作業時間が基本です。ただし、事前に決められた休憩時間は作業時間に含まれません。
- ・構内休憩所における朝礼、TBM-KY、打合せ、待機、装備の着脱^{ちゃくだつ}、退構時の車両スクリーニング時間なども作業時間に含まれます。

設問 20 就労希望について

問 20. 今後も福島第一で働いていただけますか。(あてはまるもの1つに○)

1. ぜひ働きたい

2. 働きたい

3. どちらでもない

4. どちらかと言えば働きたくない

5. 働きたくない

→問 20-1. 「3.どちらでもない」「4.どちらかと言えば働きたくない」「5.働きたくない」と
思う理由を以下の欄に書いてください。

ご意見

東電社員に対して感じる事(態度など)を、以下の欄に自由に書いてください。

ご意見

最後に、日頃感じていること、やってほしいこと(綱引き大会や駅伝大会など)、不満に感じ
ていること(待遇面、賃金、手当など)がありましたら、以下の欄に自由に書いてくださ
い。

ご意見

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。ご安全に！